

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、平成30年7月25日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のBに雇用され、現場主任として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成29年6月30日、労働基準監督署へ届出を行うため同署に入ろうとしたところ、足を滑らせ転倒（以下「本件災害」という。）し、負傷した。  
請求人は、同日、C医療機関を受診し、「腰部打撲症、頭部打撲症、外傷性頸部症候群」と診断され、療養の結果、平成30年5月9日、治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後も受傷後から続くめまいや耳鳴り等の症状（以下「本件症状」という。）は残存しているとして、休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、平成30年6月21日にこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年10月19日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。
- 5 請求人は治癒後も本件症状が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたが、監督署長はこれを支給しない旨の処分をしたため、請求人はこの処分を不服として審査請求、再審査請求に及んだが、当審査会は、令和元年12月25日付けでこれを棄却する旨の裁決をしている（平成30年労第398号事件。以下「前裁決」という。）。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の疾病が、平成30年5月9日をもって治癒(症状固定)したものであるとして、同年6月21日の休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の休業補償給付支給請求書に記載された傷病名である外傷性頸部症候群(以下「本件傷病」という。)について、請求人は、要旨、今も本件症状がひどく、働くことができないと主張するので、以下検討する。

(2) 本件傷病の治癒(症状固定)について

ア 労災保険制度上の治癒(症状固定)とは、傷病のいわゆる全治を意味するものではなく、業務による負傷又は疾病に対して医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものとされている。

イ D医師は、平成30年3月14日の監督署職員の面談において本件傷病の状態について、要旨、「症状は慢性的に経過しており、悪いなりに変化無し。」とした上で、請求人の療養内容については、「鎮痛剤の投薬とトリガーポイント注射を2週間に1回程度行っている。」、症状固定時期に関しては、要旨、「現在症状の変化はみられないため、労災的には症状固定の時期だと考える。労災終了後も、疼痛の訴えがあれば、治療は継続していくと思われる。」と述べている。また、同医師は平成30年5月9日付け診断書において、本件傷病の治癒(症状固定)年月日は、平成30年5月9日と記載している。

本件に係る診療録をはじめ一件記録を精査したが、本件傷病については手術を要するような状態ではなく、本件災害発生から約1年が経過しており、

通院も月2回程度で、治療内容も投薬等の対症療法が継続しているのみであることから、急性症状は既に消退しており、もはや治療効果を期待し得ない状態に至っているといえる。

したがって、本件傷病については平成30年5月9日の時点において、労災保険制度における「治癒」の意義に照らし、症状固定の状態にあったものと判断する。

(3) 本件症状について

請求人は、本件災害により本件症状を発症したとして本件請求をしているが、既に前裁決において、本件災害及び本件傷病と本件症状との間には相当因果関係はないものと判断している。したがって、本件請求は、前記(2)を踏まえると、治癒後の休業補償給付の請求であると考えられるが、上記判断を覆す新たな主張や資料の提出がないことから、同判断を変更する事情はなく、本件請求を認めることはできない。

(4) そのほか、請求人の主張及び審査資料を子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月27日